単　位　事　務　名	
管理職員特別勤務手当 ＜コード＞０３２６	
根拠および参考法令	鹿児島県職員の給与に関する条例　【職員給与条例第16条の３】 鹿児島県学校職員の給与に関する条例　【学校職員給与条例第７条の７】 鹿児島県職員の管理職員特別勤務手当支給規則　【平成３年12月26日規則第54号】 鹿児島県学校職員の管理職員特別勤務手当支給規則　【平成３年12月26日規則第６号】 給与関係コード表（職コミ・文書管理掲載）　【県発行】 鹿児島県職員給与データ収集・配信システムマニュアル【平成25年5月企画部情報政策課】 給与事務処理要綱　【平成５年12月24日会計課長通知】 管理職員特別勤務手当の取扱いについて　【平成27年４月１日教育長通知】
項　目	処　理　方　法
支給要件	鹿児島県学校職員の給与に関する条例第７条６に規定する職にある学校職員のうち管理又は監督の複雑，困難及び責任の度が高い学校職員として任命権者が人事委員会と協議して定める学校職員又は県立短期大学の学長が，臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により鹿児島県学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成７年鹿児島県条例第２５号）第３条第１項，第４条及び第５条の規定に基づく週休日又は同条例第９条に規定する休日に勤務した場合は，当該学校職員には，管理職員特別勤務手当を支給する。 【学校職員給与条例第７条の７】 臨時又は緊急の必要がある場合において，明示の指示により又は明示の指示が想定される状況下で管理職員（管理職手当の支給に関する規則（昭和34年鹿児島県教育委員会規則第３号）第２条に掲げる職員をいう。以下同じ。）が週休日等又は週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間にやむを得ず勤務に従事したとき支給される。 この手当の支給は，勤務を要しない日の振替が行えない場合に限られる。 「臨時又は緊急の必要」による勤務とは，週休日等（鹿児島県学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成７年鹿児島県条例第25号。）第３条第１項，第４条及び第５条の規定に基づく週休日又は休日等（鹿児島県職員の給与に関する条例第14条で規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等をいう。）又は週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間）に処理することを要することが明白な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務をいう。 この手当の支給対象となる勤務か否かは，原則として真に当該週休日等又は週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間に処理すべき業務のための勤務であったか否かを判断の基礎とし，臨時又は緊急の必要性もなく，職員の自由意思に基づいて行われる勤務又は自宅等において職員に指示を行えば足りるようなものまで含むものではない。また，１時間にも達しないなど極めて短時間の勤務については，原則として，この手当の支給対象としない。

項　　目	処　　理　　方　　法
支給対象者	次に掲げる業務のための勤務は，この手当の支給対象となる勤務として取り扱わない。 イ　各種資料の整理等 ロ　通常の勤務時間内においても一般的に行われているデータの計測，機器の管理その他これに類する業務 ハ　所属機関以外の機関等が主催する諸行事（記念式典，表彰式，講習会等）への儀礼的な参加，出席（あいさつ等を行う場合を含む。） ニ　所属機関が主催又は共催する諸行事等への開催事務担当者以外の立場での参加，出席 条例第７条の７第１項の管理又は監督の複雑，困難及び責任の度が高い学校職員として定める学校職員は，次に掲げる学校職員とする。【管理職員特別勤務手当支給規則第２条】 (1)　管理職手当の支給に関する規則別表第1から別表第4までに掲げる職にある学校職員 ①　校長 ②　教頭 ③　事務長（本庁課長補佐相当の職以上の職に格付けされているもの） ④　船長（教育委員会が人事委員会と協議して定めるもの） (2)　一般職の任期付職員の採用等に関する条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された学校職員
手　当　額	管理職員特別勤務手当の額は，前項の規定による勤務１回につき，12,000円を超えない範囲内において任命権者が人事委員会と協議して定める額とする。 ただし，同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して任命権者が人事委員会と協議して定める勤務にあっては，その額に100分の150を乗じて得た額とする。 【条例第７条の７第３項】 １　条例第７条の７第２項の額は，次の各号に掲げる職の区分に応じ，当該各号に掲げる額とする。【規則第３条】 (1)　校長　６，０００円 (2)　教頭，本庁課長補佐相当の職以上の職に格付けされている事務長及び教育委員会が人事委員会と協議して定める船長 ４，０００円 (3)　一般職の任期付職員の採用等に関する条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された学校職員 次に掲げる当該学校職員が受ける任期付職員条例第４条第１項の給料表の号給又は給料月額の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア　６号給及び７号給並びに任期付職員条例第４条第３項（鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成４年鹿児島県条例第51号。以下この項において「育児休業条例」という。）第20条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による給料月額 １２，０００円

項　　目	処　　理　　方　　法
	イ　５号給　　１０，０００円 ウ　２号給から４号給まで　　８，０００円 エ　１号給　　６，０００円 ２　前項第２号の規定にかかわらず，管理職手当支給規則別表第３に定める教頭に係る条例第７条の７第３項第１号の額は，前項第１号に掲げる額とする。 ３　条例第７条の７第３項第１号の勤務は，勤務に従事した時間が６時間を超える場合の勤務とする。
勤務回数の取扱い	１　給与条例第７条の７第１項の勤務は，週休日等に始まる勤務（その前日である週休日等以外の日から引き続く勤務を含む。）とし，連続する勤務（２以上の週休日等にまたがる勤務を含む。）の始まり（当該前日から週休日等に引き続く勤務にあっては，当該週休日等の午前零時）から終わりまでを１回として取り扱う。ただし一の週休日等において勤務の開始が二以上ある場合は，当該週休日等に始まる勤務の全てを１回の連続した勤務として取り扱う。 ２　給与条例第７条の７第２項の勤務は，週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間に始まる勤務（その前日である週休等以外の日から引き続く勤務を含む。）とし，連続する勤務の始まり（当該前日から週休日等以外の日に引き続く勤務にあっては，当該週休日等以外の日の午前０時）から終わりまでを１回として取り扱うものとする。ただし，一の週休日等以外の日において勤務の開始が二以上ある場合は，当該週休日等以外の日に始まる勤務の全てを１回の連続した勤務として取り扱うものとする。 ３　「連続する勤務」には，休憩等に要した時間をはさんで引き続く勤務が含まれるものとする。ただし，当該休憩等に要した時間が相当時間（３時間程度）以上である場合は，休憩等に要した時間終了後の勤務の復帰を新たな勤務の開始として取り扱うものとする。 ４　規則第３条第３項に規定する「６時間」は，週休日等における実働時間による。
支給手続きその他	１　所属長は，管理職員が管理職員特別勤務をおこなった場合は，その都度当該職員の報告に基づき管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別手当整理簿を作成しこれを保管しなければならない。手当の支給にあっては，教職員課長の承認を得なければならない。 ２　教職員課長は，実績簿の内容を審査し，手当の支給を承認する場合は，実績簿の承認者欄に自ら押印し，押印後の実績を所属長へ送付する。 ３　所属長は，教職員課長の承認を得た後に，「管理職員特別勤務手当報告書」により電算報告を行なう。 ４　管理職員特別勤務手当は，その月分を翌月の給料の支給日に支給する。 【規則第５条】 ５　所属長は，整理簿を３年間保管しなければならない。

（例１）　６月の管理職員特別勤務（６時間未満）実績が２回の場合
（例２）　６月の管理職員特別勤務（６時間以上）実績が３回の場合

様式給第26号

ｶｰﾄﾞ No.	所属名					
	所属コード					
	3	4	5	6	7	8
1 2	26	27	28	29	30	31
	○	○	○	高	校	
2 6	○	○	○	○	○	○

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月分

管理職員特別勤務手当報告書

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

点検者	
	記入者

給与支払管理者

作成所属名　○ ○ ○ 高 等 学 校

修正区分	ページ No.	整理番号	氏名 / 職員番号	実績年月 年号コード	年	月	予算主務課名 / 予算主務課所属コード	支出科目 会計区分	款	項	目	管理職員特別勤務手当 区分コード	100/100の回数	150/100の回数	摘要
9	10	13	15	21	22	24	32	38	40	42	44	46	47	49	
①			○ ○ ○ ○ ○			0 6	教職員課								
2	0 0 1	0 1	○ ○ ○ ○ ○ ○	4	○ ○	0 9	3 0 3 0 0 3	0 1	1 0	0 4	0 2	4	0 2		
②			○ ○ ○ ○ ○			0 6	教職員課								
2	0 0 1	0 2	○ ○ ○ ○ ○ ○	4	○ ○	0 9	3 0 3 0 0 3	0 1	1 0	0 4	0 2	5		0 3	

（注）１．実績年月に記入がなければ報告月の前月が設定される。

区分		コード
１ 種	管理職手当23％又は25％の職員	1
２ 種	管理職手当18％又は20％の職員	2
３ 種	管理職手当16％の職員	3
４ 種	管理職手当12％又は14％の職員	4
５ 種	管理職手当８％又は10％の職員	5

出力時間2000／　／　：　：

件数　　件

枚中　　枚目